

企業版ふるさと納税について

1. 企業版ふるさと納税の寄附状況について

年 度	件数	金 額
令和3年度	13 件	12,300 千円
令和4年度	7 件	9,600 千円
令和5年度	14 件	51,925 千円
令和6年度	19 件	27,700 千円

※令和 6 年度については 27,700 千円のうち、10,050 千円が物品による寄附であり、現金では 17,650 千円（一般会計歳入）となり、その一部が人材派遣型の寄附となります。

○人材派遣型企業版ふるさと納税

- ・任用形態・職位 企画振興部企画課主幹（任期付職員） 1 名
- ・任用期間 令和5年4月1日～令和7年3月31日（2年間）
- ・寄附活用事業 多文化共生事業

○物品での納付による企業版ふるさと納税

- ・消防資機材 ・空間除菌脱臭機

2. 地域再生計画に基づく寄附受入事業

人がつながり人口減少に負けない魅力あるまちづくり事業
・多世代交流推進事業 ・商店街活性化事業
・公共交通ネットワーク形成事業 など
安全安心に住み続けたいまちづくり事業
・防災体制の構築事業 ・住み替え促進事業 ・高齢者等健康増進事業
・運動やスポーツを通じたまちづくりの推進事業
・恵庭市行政デジタル化の推進事業 など
恵庭らしさを活かした魅力あるまちづくり事業
・外国人も暮らしやすく、住みやすいまちづくり事業（多文化共生事業）
・シティセールスの推進事業 ・移住者促進事業
・観光プロモーション事業 など
希望を持って子育てしたくなるまちづくり事業
・読書活動推進事業 ・教育環境の充実事業
・産後子育てサポート事業 など

3. 令和7年度の企業版ふるさと納税の取組み

- ①市外に本社のある企業への制度案内及びマッチングサポートを活用した取組み
- ②全職員による企業へのセールス
- ③ホームページなどを活用した寄附企業の募集
- ④SNSを活用した市民から企業へつなげる取組み

4. ふるさと納税の適用期間

平成 28 年度に創設された企業版ふるさと納税は地方創生の更なる充実・強化に向け、税額控除の特例措置を3年間延長し令和 7 年度から令和 9 年度までを適用期間としております。